

富山県学会等開催事業費補助金に関する よくある質問と回答

(交付対象の学会)

問 1 交付対象となる学会とはどのようなものですか。

答 1 市町または観光協会（以下、「市町等」と言う）から 1 人 1 泊 1,000 円以上の開催補助金の交付を受ける学会、大会・会議等を言い、企業コンベンションも含みます。市町等から上記補助金の交付を受けていない学会等につきましては、対象外となります。

※次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・ 展示会やスポーツ大会、イベント、コンサートまたはこれらに準ずるもの
- ・ 国または地方公共団体が主催するもの
- ・ 県、（公財）富山県ひとづくり財団または（公財）松翁記念財団から補助金の交付を受けるもの
- ・ 営利を目的とするもの、政治色及び宗教色の強いもの
- ・ あらかじめ定められた開催順序に基づき本県で開催されるもの

問 2 「1 人 1 泊 1,000 円以上の開催補助金の交付を受ける」学会等とはどのようなものを指しますか。

答 2 学会等の開催に伴い、宿泊費、会場費等について財政支援を行うことを言います。その確認は、当該市町等からの補助金額の確定通知書の写しにより行います。

問 3 「あらかじめ定められた開催順序に基づき本県で開催されるもの」はどのようなものを指しますか。

答 3 地元関係者等による開催要請がない場合においても、機械的に本県で開催されるものをいいます。そのため、地元関係者等が本県開催に向け何らかの働きかけを行った学会等については、「あらかじめ定められた開催順序に基づき本県で開催されるもの」には当たらず、補助の対象となります。

(補助要件)

問 4 「県、（公財）富山コンベンションビューローが開催を要請したこと」とはどのようなものを指しますか。

答 4 県及び（公財）富山コンベンションビューローが誘致活動を行った結果、開催場所が未定で合った学会等又は他県で開催が予定されていた学会等が本県において開催されることとなったものを言います。

（補助金額の算定方式）

問5 補助金額の算定方式について教えてください。

答5 補助金額の算定は、「宿泊証明方式」と「参加者名簿方式」の2つの方式がございます。実績報告の際に提出いただく書類や補助金額が異なりますので、下の表をご確認いただき、申請時に算定方式をお選びください。

	算定根拠	提出書類
宿泊証明方式	延べ県外宿泊者数	ホテルや旅館等の宿泊施設による宿泊証明書の提出が必要
参加者名簿方式	県外参加者数、会期	参加者名簿の提出が必要。宿泊証明書は不要。

※補助金算定額は以下よりご確認ください。

<http://toyama-2572.pref.toyama.jp/cms8341/documents/4688/santei.pdf>

（補助金額の上限）

問6 補助金額に上限はありますか。

答6 市町等の開催補助金の2倍が上限となっております。例えば、本県補助金算定額が18万円で市町等の開催補助金が5万円の場合、5万円の2倍である10万円が本県の補助金額となります。

＜例＞		
18万円	>	10万円
⇒10万円が本県補助金額となる		
（県補助金算定額）	（市町等補助金額の2倍）	

（開催規模の区分）

問7 開催規模区分について教えてください。

答7 「ブロック規模」、「全国規模」、「国際規模A」、「国際規模B」の4区分がございます。

ブロック規模 【最高200万円】	中部地域及びそれに相当する地域規模
全国規模 【最高400万円】	ブロックを超える全国的な規模
国際規模A 【最高700万円】	全体参加者が20人以上で、海外に居住する外国人が10人以上参加する学会等
国際規模B 【最高100万円】	独立行政法人日本学術振興会から助成を受ける学会等 以下①～②について別途最高100万円補助（国際規模Aに上乗せ可） ①エクスカージョンやレセプションの開催経費 ②外国人招待者に係る渡航経費

(宿泊証明方式)

問 8 「延べ県外宿泊者数」のカウントはどのように行いますか。

答 8 県外参加者の方が参加した会期と会期の間の宿泊のみがカウント可能です。そのため、前泊・後泊はカウントできません。また、開催市町以外で宿泊の場合、当該市町から補助金の交付がない場合は宿泊数としてカウントができません。

＜例＞

会期日程 10/2～4 (1・2日目：会議、3日目：エクスカーション)

	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5
日程	— (公式行事なし)	会議	会議	エクスカーション	— (公式行事なし)
宿泊状況	前泊	宿泊	宿泊	後泊	—
対象可否	×	○	○	×	—

⇒県外参加者の延べ宿泊者数としてカウントできるのは会期である 10/2～10/4 までの2泊となる

(参加者名簿方式)

問 9 「参加者数」のカウントはどのように行いますか。

答 9 会期中に富山県に来訪した県外参加者の実人数を報告してください。延べ人数でないことにご注意ください。また、オンラインのみでの参加者は除きます。

問 10 「外国人」とはどのような人を指しますか。

答 10 海外に在住する日本国籍を有しない者を言います。そのため、日本国内に居住する海外国籍の方や海外に居住する日本国籍を有する方は海外参加者とは認められず、県外参加者としてカウントすることとなります。

問 11 「会期」はどのように考えれば良いですか。

答 11 主催者が計画した連続2日以上のある催事があることが必要です。主催者が公式な行程として計画したエクスカーションも会期に含みます。ただし、主催者が公式な行程として計画せず、参加者が個々に県内観光に出向く場合等は会期日程に含みません。

問 12 会期前日の役員会や会場準備、リハーサル等は「会期」に含まれますか。

答 12 役員会や会場準備、リハーサル等は「会期」に含まれません。

（申請締切）

問 13 申請締切はありますか。

答 13 開催 1 か月前までの申請をお願いしておりますが、1 か月を切っている場合でも対応できる可能性がございますので、事務担当までお問い合わせください。

（収支予算（精算）の計上経費）

問 14 収支予算（精算）書には、どのような経費を記載したらよいですか。

答 14 懇親会等に係る経費も含め、「コンベンション開催に係る経費」はすべて記載してください。

（実績報告）

問 15 収支精算上、収入が支出を上回った場合、補助金額はどうなりますか。

答 15 本補助金は主催者の赤字補填が目的のため、収入が支出を上回った場合は、黒字分を減額いたします。例えば、県及び市町等の交付額の合計が 39 万円で 9 万円の黒字となった場合には、交付額から黒字分を差し引いた 30 万円まで減額することとなります。

<例>			
39 万円	—	9 万円	⇒ 県・市町等併せて 30 万円を補助
（県及び市町等の 交付額の合計	）	（黒字額）	

（変更申請）

問 16 変更申請はどのような場合に必要ですか。

答 16 下記のような場合に変更申請が必要となります。

- ・ 補助対象コンベンションの主催者、名称又は開催期間変更がある場合
 - ・ 県外参加者の増加が見込まれるため補助額の区分が変更となりうる場合
- ※ 県外参加者が減少し補助額の区分が変更となる場合は変更申請不要です。

該当の場合は、「補助金交付手続きの流れ」の P2（※ 1）をご覧ください。
事務担当までご連絡ください。

(申請の取下げ)

問 17 取下げ申請について教えてください。

答 17 下記のような場合に取下げ申請が必要となります。

- ・ 延べ県外宿泊者数（又は県外参加者数）が想定より少なかった等の理由により、本県の補助要件を満たさなくなった場合
- ・ 本県からの補助金を受けずに収支が黒字となった場合

該当の場合は、「補助金交付手続きの流れ」の P2（※ 2）をご覧ください。
事務担当までご連絡ください。

その他、ご不明点等につきましてもお気軽にご連絡ください。

<事務担当>

富山県観光推進局観光資源活用室

コンベンション・賑わい創出課コンベンション誘致担当

TEL : 076-444-4565